

前叙ノ如ク怪病爲中ノ一徳者カ此ニテ習在スル事
 病アルヲ以テ所獲悉クテハ下祀至名ヲ即日引致シ
 願書ノ五リ物爲ニ引レ引致キ所聞中ナリ
 記

物多二十日 配達ス
 高田 西 治 南二十日
 石川 賢 治 南二十日
 加藤 武 雄 南二十日
 佐藤 五 郎 南二十日
 吉崎 平 治 南二十日
 以上

右ノ申(通) 扱生也

別記 嘆息書

一、平物理合の事、自由ニ認メラレタレ
 二、不効解着ノ爲ナレト

但シ業務端大分他止ラテ得テ人事由ニテ上ノ在信勤爲テ
 解着ニ付テハ日知事目分以テ上ノ解着亦南ニ支取スル

三、主任及幹部制ヲ撤廃セタレ
 四、配達者ノ疾病及傷ノ場合ハ休費及治療ノ全部ヲ社ニ担ヒ
 五、扱セタレ

六、其ほか令ヲ廃止セタレ
 七、強要責任取扱ノ即時廃止セタレ
 八、不効解着ノ事ハ即時廃止セタレ
 九、社員者一即免退社ニ決断スルハ即時取極メテ以テ取扱セタレ